

## (仮称)綾瀬市DX推進計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)綾瀬市DX推進計画策定委員会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 デジタル技術を活用した施策を総合的かつ体系的に推進する(仮称)綾瀬市DX推進計画(以下「DX計画」という。)を策定するため、(仮称)綾瀬市DX推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) DX計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項

### (委員)

第4条 委員会は、別表に掲げる7人以内の委員をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、DX計画の策定をもって満了とする。
- 3 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (決議)

第7条 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって行う。

- 2 賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、委員長が決する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、DX推進主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	人数
まちづくりDX関係有識者	1
交通関係有識者	1
防災関係有識者	1
健康医療関係団体代表者	1
商工業関係団体代表者	2
福祉・子育て関係団体代表者	1